

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏 名 有限会社須田工業  
代表取締役 須田 哲子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

複製厳禁

前橋市長 山 本 龍

公開を目的とした  
許可証（写）です。

許可の年月日 令和3年4月4日  
許可の有効期限 令和10年4月3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類 (積替え保管を除く)

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、  
⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属く  
ず、⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮銧さい、⑯がれき類、⑰動物  
の死体、⑱ばいじん（以上18種類）

(⑥、⑭、⑯については、石綿含有産業廃棄物を含む。

②、⑥、⑬及び⑭については水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(3) 産業廃棄物の種類 (積替え保管)

①汚泥、②廃プラスチック類、③金属くず、④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁  
器くず（以上4種類）

(②及び④については、石綿含有産業廃棄物を除く。

①から④については水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又  
は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる  
高さ

(1) ア 積替え又は保管を行う場所の所在地及び面積

群馬県前橋市富士見町赤城山下横道411番3、412番

イ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器

ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管能力

保管面積 4.9m<sup>2</sup> 保管容量 3.0m<sup>3</sup>

複製厳禁

3 許可の条件

2の施設について、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類は廃蛍光ランプ類、廃電球類、廃乾電池及び廃密閉型鉛蓄電池（廃バッテリー）に限る。

4 許可の更新又は変更の状況

平成28年4月4日 新規許可

令和3年4月4日 更新許可

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

なし